

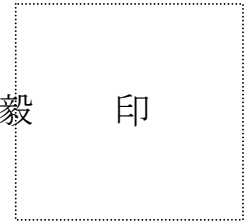
(案)

閣郵委第※号の1
平成19年※月※日

金融庁長官
五味 廣文 殿

郵政民営化委員会

委員長 田中 直毅 印



郵政民営化法第124条第2項等の規定に基づく政令案について（意見）

平成19年6月4日付け金総第1146号・総郵貯第93号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第124条第2項等の規定に基づく政令については、平成19年6月8日に開催された郵政民営化委員会において示された内容のとおり立案することが適当である。

(案)

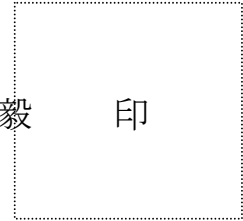
閣郵委第※号の2
平成19年※月※日

総務大臣

菅 義偉 殿

郵政民営化委員会

委員長 田中 直毅 印



郵政民営化法第124条第2項等の規定に基づく政令案について（意見）

平成19年6月4日付け金総第1146号・総郵貯第93号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第124条第2項等の規定に基づく政令については、平成19年6月8日に開催された郵政民営化委員会において示された内容のとおり立案することが適当である。